

令和7年度熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金 Q & A 集

(掲載日：令和7年7月15日)

1. 補助対象事業者について		
	質問	回答
1	介護保険法に基づく指定又は許可は、いつの時点で受けている必要があるか。	事業計画提出の時点で、介護保険法に基づく指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。そのため、年度内に開業予定であっても、事業計画提出時に指定を受けていない場合は対象外となります。
2	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は補助対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ補助対象となります。
3	同一敷地・建物内に「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合には、2事業所として扱うか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため2事業所扱いとします。別々に申請してください。
4	いわゆる「みなし指定」を受けている事業所も対象となるか。	対象となります。
5	同一敷地・建物内に「介護老人保健施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合には、2事業所として扱うか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため2事業所扱いとします。別々に申請してください。
6	特別養護老人ホームですが、「従来型」と「ユニット型」で別々に介護事業所の指定を受けています。申請も別々に行う必要があるか。	従来型とユニット型で別々に指定を受けている場合、別々に申請してください。
7	現在休止中の事業所は補助対象となるか。	補助対象とはなりません。
8	過年度に当該補助金の交付を受けているが、事業計画の提出は可能か。	過去の補助回数・補助額に関わらず、事業計画の提出は可能です。

2. 事業計画の提出書類・提出方法等について		
	質問	回答
1	事業計画の提出は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよい。	法人内の事業所分を取りまとめ、法人単位で提出してください。ただし、事業計画書、所要額調書、業務改善計画書は導入する事業所ごとに作成してください。
2	1つの事業所で、「介護テクノロジー等の導入支援事業」と「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の両方の事業計画を提出することは可能か。	できません。どちらか1事業のみとなります。導入する機器の種類から、どちらの事業に該当するか判断して、事業計画の作成をお願いします。なお、「導入と一体的に行う業務改善支援事業」は必ず実施する必要があります。
3	法人でまとめて機器等を導入する場合、見積書は法人で1つでよい。	見積書は、申請する事業所ごとに作成していただく必要があります。
4	見積書において、対象外の項目が含まれており、「まとめ値引き」として値引きされているが、単価はどうなるか。	補助対象機器について、値引き後の金額で見積書を作成いただくか、どの部分が値引きされているかが分かるように見積書を作成いただき、補助対象経費の単価が分かるようにしてください。
5	1つの機器（ソフトウェア等）を、同じ法人内の複数の事業所で使用する場合、機器購入代は按分して申請するのか。	合理的な計算方法で按分して計算してください。申請書に、具体的な按分方法を記載した資料（任意様式）を添付してください。
6	タブレット端末等をインターネット上で購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログが無い場合はどうすればよい。	インターネットの画面で、購入しようとするタブレット端末等の値段、機能やサイズ等がわかる製品情報を示した画面をスクリーンショットするなどして、提出してください。
7	事業計画書に、導入する介護テクノロジー等の製品名及びメーカーを記載する必要があるが、導入するテクノロジーの種別（「移乗支援」「見守り・コミュニケーション」など）は決まっているが、具体的にどの機器にするかが定まっていない場合、事業計画書はどのように記載すればよい。	提出いただく事業計画書をもとに、導入するテクノロジーが補助対象に該当するものであるか確認する必要がありますので、具体的な機器まで選定いただき、当該機器のカタログ等の写し、見積書の写しも併せてご提出ください。

8	機器購入先の選定方法について、事業計画の採択・交付決定後に、事業者において入札により業者を選定したり、見積書を徴することは想定されておらず、事業計画書の提出に先立ち、複数（3者）の見積書を徴し、最も定額の見積書を提出すればよいのか。	採択後は、事業計画提出時に添付いただいた見積書のとおり事業を実施いただく必要がございますので、改めて入札などの対応は想定していません。 なお、見積書徴取の方法等については、法人の会計規則等に基づいたご対応をお願いします。
9	書類はどのように提出すればよいのか。	紙媒体を郵送するとともに、電子データを電子申請システム（LoGoフォーム）により提出してください。期限までに必ず両方を提出してください（郵送は消印有効）。

3. 事業（機器の導入）の実施等について		
	質問	回答
1	いつから機器の購入・契約をしてよいのか。	交付決定以降に、機器の購入や契約等を行ってください。交付決定前に購入したものは補助対象外となります。
2	製造業者の都合で、令和8年1月31日までに機器が納品されない場合も、補助を受けることができるのか。	できません。令和8年1月31日までに機器の納品・支払いまで完了している必要があるため、2月以降に支払った経費は例外なく補助対象外とします。業者等に十分確認の上、期限内に事業が完了できるようにしてください。
3	交付決定額よりも実績が安価になり（申請時の見積りより安価に購入でき）、交付決定額との差額が生じた場合、導入する機器を増やしたり、別のものを追加で購入したりすることはできるか。	できません。交付決定を行った機器・台数のみしか補助はできませんので、実績が安価になった場合は、それに伴って補助金額が減額となります。
4	数種類の介護テクノロジーの導入を検討しているが、もし事業計画が採択されたとして、採択後に事業計画で提出した対象機器のうち、1種類を取り下げる（例えば3種類の介護テクノロジーを計画していたが2種類に減らす）ことは可能か。	採択後、やむを得ない理由により、1種類を取り下げて交付申請いただくことは可能ですが、限られた予算を有効に活用する趣旨から、取り下げを前提とした事業計画書の作成、提出はご遠慮ください。
5	事業計画が採択され、内示があった後に導入機器の変更や導入台数の変更はできるか。	特別な事情が無い限り変更は認められません。原則、当初の事業計画通りに導入を行ってください。当初導入予定だった機器が販売中止となった場合等、やむを得ず機器の変更を必要とする場合は、交付決定後に、計画の変更申請書を提出してください。（内容によっては認められない場合もあります）。変更が生じないよう、事業計画の時点で、機器の精査、業者への確認等を十分に行っていただきますようお願いします。
6	実績報告はいつまでに行えばよいのか。	実績報告書は、全ての導入機器の納品、支払いまでを完了した日から1か月以内、もしくは令和8年2月10日のいずれか早い日までに提出してください。報告様式等については交付決定後に改めましてお知らせします。なお、交付要領第3条の（2）に定めるサービス（居宅サービス、居宅介護支援）は、実績報告までにケアプランデータ連携システムの利用を開始していなければ補助を受けることができません。
7	補助金の交付はいつになるか。	実績報告が提出され、額の確定手続き後、令和8年3月末までに交付します。
8	特別養護老人ホームで本補助金を受けて導入したテクノロジー機器について、併設しているデイサービスでも利用したいと考えているが、可能か。	原則として、補助を受けた事業所において使用してください。

4. 補助要件等について		
	質問	回答
1	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	できません。経済産業省が実施する「IT導入補助金」等、他の補助金等による補助を受けているもの及び受ける予定となっているものについては、本補助金の補助対象外となります。
2	交付要領に掲げるサービス（施設系サービス）が、交付申請の提出時までに、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置していない場合、補助は受けられないか。	お見込みのとおり、補助は受けられません。なお、当該委員会を設置しているかどうかについては、内示後の交付申請時に証明となる書類（様式等は改めてお示しします）を提出していただき、確認する予定です。

3	交付要領に掲げるサービス（居宅サービス、居宅介護支援）が、実績報告までに、ケアプランデータ連携システムの利用を開始していない場合、補助は受けられないか。	お見込みのとおり、補助は受けられません。なお、利用を開始しているかどうかについては、実績報告時に、証明となるもの（システム利用画面のスクリーンショット等を想定。詳細は追って連絡します。）を提出していただき、確認する予定です。
4	居宅サービス、居宅介護支援は、「実績報告までに、ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」が補助要件となっているが、データ連携実績がなくてもよいか。	お見込みのとおり、データ連携実績が無くても利用開始していれば補助要件は満たしたことになります。 なお、厚生労働省が、ケアプランデータ連携システムのフリーパスキャンペーン（1年間無料で利用可能）を実施していますので、そちらもぜひご活用ください。
5	ケアプランデータ連携システムの利用開始方法を教えてほしい。	ケアプランデータ連携システムに関する情報は、国保中央会が提供する以下のサイトに掲載されています。 ＜ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト＞ https://www.careplan-renkei-support.jp/ ※サイト内では、利用開始に係る詳細な手続きについて、動画等で分かりやすく紹介されています。
6	「SECURITY ACTION」について、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合、どのように申し込めばよいか。	事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。 ＜パターン1＞ 事業所・施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設が所属する法人名 代表者名（名）：事業所・施設の名称 屋号：（記入しない） ＜パターン2＞ 事業所・施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設の代表者の姓 代表者名（名）：事業所・施設の代表者の名 屋号：事業所・施設の名称
7	「SECURITY ACTION」について、宣言していることを証明する書類の提出は必要か。	事業計画提出の段階では提出は求めませんが、事業計画採択後の交付申請の際に、証明となる書類をご提出いただく予定です。 SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」等を必ず保管しておくようにしてください。
8	「SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、どういうことか。	SECURITY ACTIONは、中小企業、個人事業主及び中小企業と同等規模の団体等（社会福祉法人、医療法人等も含む）が主な対象となっているため、これらに該当しない企業等があることも考えられます。そうした企業については、例外的に、SECURITY ACTIONと同等の対策を講じていることを業務改善計画の中で宣言することで、要件を満たすこととします。同等の対策の解釈について、詳細な条件はSECURITY ACTIONのHPをご覧ください。当該HPの「一つ星を宣言する」「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。
9	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」への相談は必須か。	必須ではありませんが、必要に応じて、センターの相談窓口を活用してください。

5. 補助対象経費等について

	質問	回答
1	消費税及び地方消費税は対象となるか。	対象外です。
2	通信費は補助対象になるか。	通信費、保険料、メンテナンス費は対象外です。
3	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象となるか。	補助対象となります。
4	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を令和8年1月31日までに支払った場合、5年分全額が補助対象となるのか。	令和8年1月31日までに支払った経費が補助対象となるため、5年分全額が補助対象となります。 月額払い、年額払い及び複数年の使用权契約等、いずれの購入形態においても、当該期日までに支払った分が補助対象となります。 （※昨年度と考え方が変わっていますので、ご注意ください。）
5	毎月費用を払う介護ソフトは「1年分」が対象となるのか。それとも「1月末までの分」が対象となるのか。	令和8年1月31日までに支払った経費が補助対象となるため、1月末までの分が対象となります。

6	リースやレンタル費用について、1年分を令和8年1月31日までに支払予定だが、1年分が補助対象となるか。	お見込みのとおり、令和8年1月31日までに支払った経費が補助対象となるため、期日までに支払えば、1年分（期日以降のリース費用）も対象となります。
7	補助対象となる介護テクノロジーを教えてください。	（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器等は、原則、補助対象となります。 TAISに掲載されていない、又は介護テクノロジーとして選定されていない機器であっても、要領別添の「介護テクノロジー利用の重点分野の定義」をご確認いただき、機器の導入目的および機能等が定義の記載内容と整合性が取れていると判断できる機器については、補助対象となります。
8	別売りのオプション、付属品等は補助対象に含まれるか。	原則として、補助対象ではありません。 機器の使用に必要な不可欠な付属品等であり、介護テクノロジーとしての最低限の機能の一部であると判断できるものであれば対象となります。
9	機器の導入に伴う工事費等は補助対象になるか。	介護テクノロジー等を使用するために必要な初期費用である設置工事費をはじめ、運搬費（配送料）、初期設定費等も補助対象となります。
10	バッテリーが付属していない場合、別売りのバッテリーは、補助対象か。	バッテリーが無ければ介護ロボットの機能を使用することができない場合は、補助対象です。ただし、交換用のバッテリー（予備）は補助対象ではありません。
11	移乗介護（非装着型）の介護ロボットで、スリング、シート等が付属していない場合、別売りのスリング、シート等は補助対象か。	スリング、シート等が無ければ移乗介護ができない場合は、補助対象です。ただし、交換用のスリング、シート等（予備）は補助対象ではありません。
12	導入予定の介護テクノロジーで、部品等を定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象か。	消耗品については、購入した機器の使用に不可欠な1回分は対象となりますが、それ以降の交換用（予備）は補助対象ではありません。
13	移乗用リフトのつり具の部分を、本体の台数より多めに購入した場合、すべて補助を受けられるか。	補助できるのは、移乗用リフト本体の台数分までです。
14	移乗介護（非装着型）の介護ロボットで、クッションが付属していない場合、別売りのクッションは補助対象か。	補助対象ではありません。
15	見守り用ベッドで、マットレスが付属していない場合、マットレスは補助対象か。	補助対象ではありません。
16	ナースコールは補助対象か。	ナースコール本体（基幹線）の費用は補助対象ではありません。 ただし、見守り機器を導入する場合で、見守り機器とナースコールを連動させるための中継ユニットやその工事にかかる経費は補助対象となります。ナースコールの子機（呼び出しボタン）は補助対象となりません。
17	見守りロボットが動作するために、ロボットを統括する管理サーバーが必要である場合、サーバーは補助対象となるか。	介護ロボットの動作に必要な不可欠となる附属品は補助対象となるため、管理サーバーも補助対象となります。ただし、介護ロボットの使用以外にも汎用性がある場合は補助対象となりません。
18	見守りシステムを導入する際に、Wi-Fi環境とは別に、各部屋にカメラのLAN配線工事が必要な場合には、その経費も補助対象になるか。	LAN配線工事が見守りシステムの使用に必要な不可欠なものであれば補助対象となります。
19	防犯カメラは補助対象となるか。	補助対象ではありません。
20	インカムとはどのようなものを指すのか。	インカムとは「職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのもの」で、ヘッドセット（マイクとイヤホン）や首掛け型のネックスピーカー等により、作業を中断することなく、ハンズフリーで送受信でき、情報を共有することができるものを指しています。 なお、PHSは基本1対1のツールのため補助対象外ですが、製品によっては、ヘッドセット等を活用してインカムとして機能するものもありますので、カタログ等でインカム機能があることが確認できれば対象となります。
21	一気通貫（＝転記不要＝転記等の業務が発生しなくなる）の要件について、1つのソフトではなく、複数のソフトを連携させて一気通貫が実現する場合にも補助対象となるか。	補助対象となります。 なお、すでに導入済みである介護ソフトに新たな業務機能を追加・改修すること等により一気通貫となる場合も補助対象となります。
22	記録業務と情報共有業務が可能な介護ソフトを導入したいと考えているが、既存の請求業務のシステムと連携しない場合、補助対象になるか。	補助対象とはなりません。補助を受けるためには、記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で可能となることが必要です。

23	既に導入している介護ソフトの改修にかかる費用は補助対象となるか。	以下に対応するための介護ソフトの改修にかかる費用も補助対象となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④「厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」（令和3年10月29日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」）に対応するための改修
24	タブレットのカバーやフィルムは補助対象か。	補助対象ではありません。
25	施設外で使用するための携帯型Wi-Fi機器は補助対象か。	補助対象ではありません。
26	介護ソフトに係る更新費用は補助対象か。	補助対象ではありません。
27	本事業で補助を受けて導入したタブレット端末等を用いて、バックオフィスソフトを利用したり、オンライン面会（テレビ会議システム等を用いて、離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行うもの）に利用したりしてもよいか。	本来の導入目的に沿って（介護ソフト等のソフトウェアをダウンロードするなどして）使用していることを前提として、補助的にオンライン面会等に利用しても差し支えありません。ただし、バックオフィスソフトを導入する際の付帯費用としてタブレット端末等を申請することはできません。

6. 付帯費用について

	質問	回答
1	タブレットやWi-Fi環境のみの導入の場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。タブレットやWi-Fi環境整備等、機器の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
2	インカムなどのみの導入の場合、それに伴って必要となるWi-Fi環境整備やタブレット端末等は付帯費用として補助対象になるか。	インカムは要領別表（1）イ「その他」に該当する機器のため、付帯費用は補助対象とはなりません。付帯費用が補助対象として認められるためには、主となる機器が「重点分野に該当する介護テクノロジー」であることが必要となります。
3	保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費等）は補助対象となるか。	主となる機器が「重点分野に該当する介護テクノロジー」であれば、それに付帯して必要となる保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費等）も、付帯費用として補助対象となります。
4	デスクトップPCは対象となるか。	持ち運びを前提にせず事業所に置くデスクトップPCは補助対象とはなりません。 ただし、持ち運び可能な小型のノートPC（モバイルPC）に関しては、介護ソフトを使用するためのものであって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるもの（タブレット端末等と同様の使い方をするもの）であれば、補助対象となります。

7. 介護テクノロジー等の導入支援事業、介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業について

	質問	回答
1	交付要領別表の留意事項に「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない」とあるが、どういうことか。	例えば、メーカーAの移乗用リフトAと、メーカーBの移乗用リフトBの2種類のリフトを導入したいと考えている場合、「複数機種の同一目的のための導入」に該当するため、どちらか1機種のみしか補助できません。
2	1事業所あたりの機器等の補助限度台数はあるか。	「介護テクノロジー等の導入支援事業」は補助限度台数があります。（「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」には限度台数はありません。） 限度台数については、交付要領第5条第2項に記載しているとおり、利用定員数より算出します。

3	1事業所あたりの機器等の補助限度台数について、「ソフトウェアは台数の積算に含めない」とはどういうことか。	ソフトウェアは導入台数にカウントしない（0台としてカウントする）ため、ソフトウェア以外の機器を限度台数まで補助が可能です。 例えば、定員30人（＝限度台数15台）の事業所が ・介護ソフト ・排泄支援 5台 ・移乗支援 5台 ・見守りセンサー 5台 を導入する場合、合計台数は15台となり、全て補助が可能です。
4	導入したい機器が「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当しているかどうかはどのように判断すればよいか。	まずは、「福祉用具情報システム（TAIS）」において当該機器を検索し、「介護テクノロジー」として選定されているかどうかを確認してください。 TAISに掲載されていない、又は介護テクノロジーとして選定されていない機器であっても、要領別添の「介護テクノロジー利用の重点分野の定義」をご確認いただき、機器の導入目的および機能等が定義の記載内容と整合性が取れていると判断できる機器については、補助対象となります。
5	福祉用具情報システム（TAIS）において、特定の機器等が介護テクノロジーとして選定されているかどうかはどのように確認すればよいか。	TAISのフリーワード検索等を利用し、調べたい機器等を検索すると、機器等が一覧で表示されます。そこに「介護テクノロジー」と書かれた紫色のアイコンが表示されている機器等が、TAISにおいて介護テクノロジーとして選定されているものです。
6	介護ソフトの基準額について、「職員数に応じて必要なライセンス数が増えるなど、職員数により合計金額が増える契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス数が増える場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス数が増える場合、アカウント数が増えるほど、料金が上がるのが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。
7	介護ソフトの基準額について、使うPCの台数によって金額が増える介護ソフトの場合はどのように考えるか。	一律250万円ではなく、職員数に応じて変動する基準額で考えてください。
8	介護ソフトの機能調査の結果はどこで確認できるか。	厚生労働省のHP「介護テクノロジーの利用促進」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html) 内の、「介護テクノロジーの導入に関する補助について」の「補助金参考資料」の部分に掲載されています。
9	ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携をした場合、5万円が加算されるが、補助上限額を超過した場合は加算されないのか。	この規定は、介護ソフトの基準額（補助上限額）自体を5万円上乗せするものです。補助金額が5万円加算されるといった意味ではありません。
10	介護テクノロジー等の導入支援事業の（イ）「その他」に該当する機器について、例示の中で、「生産性向上に資する福祉用具」とあるが、福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 （「介護事業者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護事業者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等」に該当しないため。）
11	パッケージ型導入支援事業について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	例に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当する介護テクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを併せて活用することで、単体で活用するよりも効果的に利用できると判断できるか、といった視点で判断します。
12	パッケージ型導入支援事業について、「介護業務支援」に該当するテクノロジーとは、どのようなものが対象となるか。	「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義 P13に記載されている定義を満たす機器・システム（介護ソフト等）が対象となります。
13	パッケージ型導入支援事業について、連動要件を満たす介護ソフトと見守りセンサーに加え、ソフトと連動しない移乗用リフトを併せて導入したいと考えているが、パッケージ型の対象となるか。	パッケージ型は、「介護業務支援」に該当する機器と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に限って対象となるため、介護業務支援に該当する介護ソフトと連動しない移乗用リフトを併せて導入する場合、対象とはなりません。介護テクノロジー等の導入支援事業であれば、この3種類の導入は対象となります。（ただし、1事業所あたりの限度台数までとなります）。
14	今回導入予定の見守り・コミュニケーションに該当する機器と、過去に導入済みの介護ソフトとを連動して活用したい場合、パッケージ型の対象となりますか。	パッケージ型の対象とはなりません。パッケージ型として認められるのは、①介護業務支援に該当する介護ソフトと、②それと連動することで効果が高まる機器の、計2種類以上の機器を、今年度新たに導入する場合のみとなります。

8. 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業について

	質問	回答
1	業務改善支援事業のみの申請は可能か。	できません。
2	業務改善支援事業の実施は必須か。	本補助金を活用する場合、必須です。
3	「コンサルティング会社等による業務改善支援」について、機器を購入したメーカーや販売店からの操作説明やそれに係る研修会等は補助対象となるか。	導入機器の使用方法や設定に係る説明・研修等は、あくまで実用的な技術的支援であり、生産性向上に係る支援とは言い難いため補助対象となりません。原則として、機器を購入したメーカーや販売店以外の第三者からの支援を想定しています。
4	「コンサルティング会社等による業務改善支援」について、令和8年1月31日以降も継続して受けたいのだが、補助対象となるか。	令和8年1月31日までに支払いを完了したものであれば補助対象とします。例えば、年額払いの場合で、期日以降も支援を受ける場合でも、期日までに支払いができれば、その1年分が補助対象となります。
5	「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターによる業務改善支援」について、対面での研修受講にかかった交通費等は補助対象となるか。	当該研修の受講にかかった経費は一切補助対象となりません。